

令和4年度予算編成方針

1 現下の経済情勢と国の財政運営の基本方針

令和3年9月公表の『月例経済報告』（内閣府）によれば、設備投資の持ち直しや輸出の緩やかな増加はあるものの、個人消費は弱い動きとなっていることを踏まえ、我が国の景気は、「持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている。」としている。

また、景気の先行きについては、「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する」中、「景気が持ち直していくことが期待される」ものの、「内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。」としている。

国は、『経済財政運営と改革の基本方針2021』（令和3年6月18日閣議決定）において、当面の経済運営の考え方として、「感染拡大防止に全力を尽くし、機動的なマクロ経済運営によって事業や雇用、国民生活を支えながら、医療提供体制の強化やワクチン接種を促進」し、「感染症を乗り越えて、更なる需要や成長に向けた投資意欲を呼び起こす」としている。

地方行財政分野においては、「地方自治体業務改革・デジタル化、地方公営企業改革、上下水道の広域化・料金の適正化、地方財政改革及び地方行財政の「見える化」改革・EBPM（証拠に基づく政策立案）を引き続き推進する。」としつつ、「感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。」としている。

なお、地方の歳出水準については、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」としている。

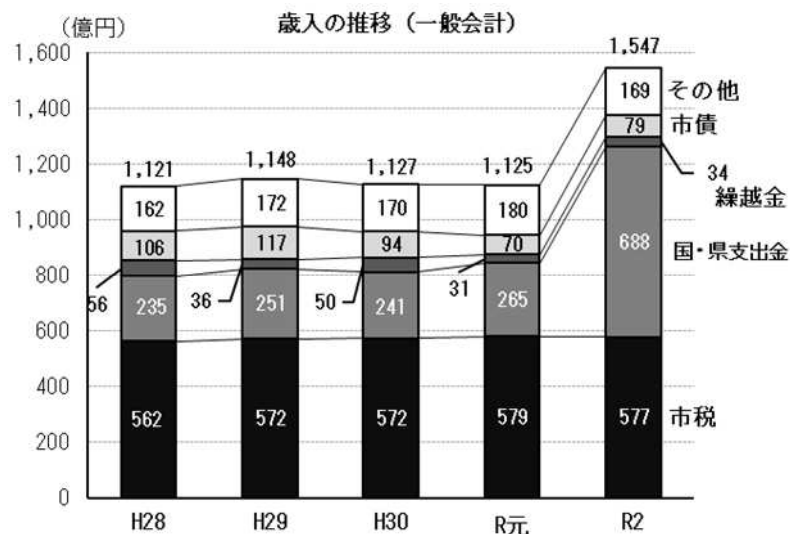
新型コロナウイルス感染症の影響が現在も継続している状況や、現下の経済情勢を踏まえると、本市財政としては、市税などの一般財源が新型コロナウイルス感染症前の水準までに回復するか依然不透明であること、また、引き続き感染拡大防止対策や市民生活・地域経済への支援に取り組みつつ、デジタル化などへの対応に十分留意する必要がある。

2 本市の財政状況

(1) 決算の状況

本市の一般会計の決算規模は増加傾向にあるが、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症関連の影響が歳入歳出決算額に顕著に表れている。

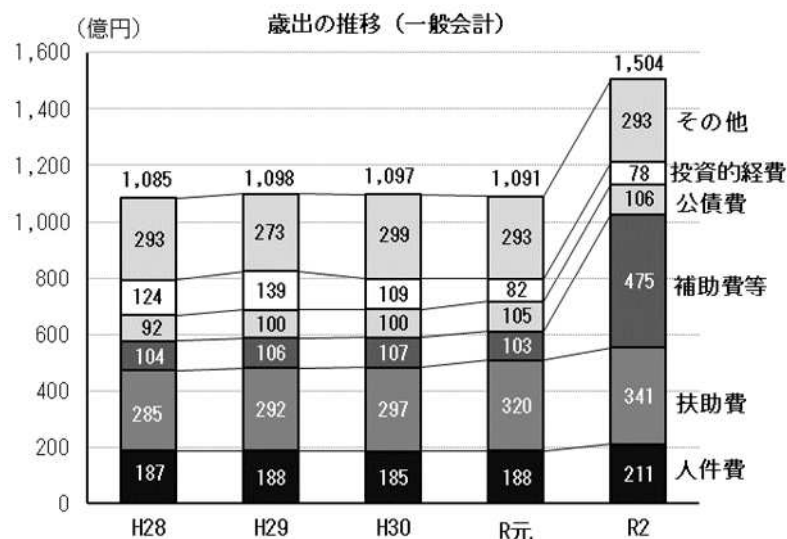
歳入のうち主な自主財源である市税は増加傾向であったが、令和2年度は法人税割の税率引下げの影響もあり約577億円と前年度から約2億円の減となった。また、依存財源は、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金が大幅に増加し、歳入全体の規模も過去最大となった。



歳出のうち人件費は横ばいで推移していたが、令和2年度より会計年度任用職員人件費を計上したことにより、前年度から約23億円増の約211億円となった。

扶助費は増加傾向にあるが、令和2年度は施設等利用給付費等負担金（幼稚園等）の増などにより、前年度から約21億円増の約341億円となった。

補助費等は横ばいで推移してきたが、令和2年度は特別定額給付金の給付などにより、前年度から約372億円増の約475億円と大幅に増加し、その結果、歳出全体の規模も過去最大となった。

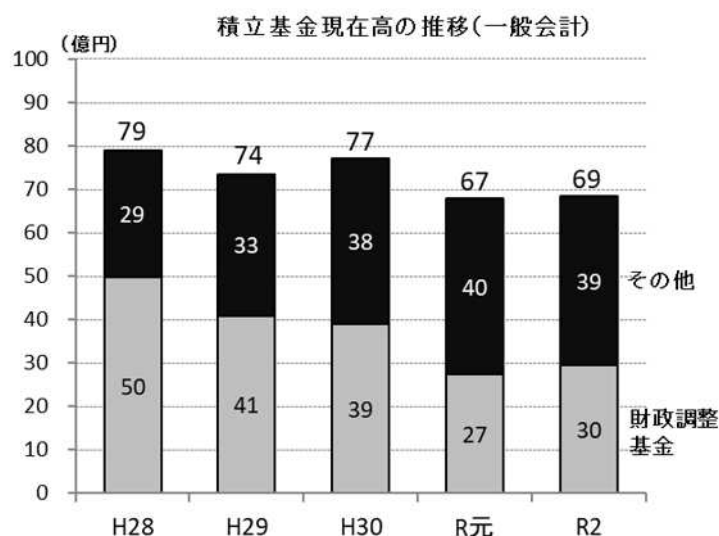


(2) 積立基金現在高の状況

本市の積立基金のうち、年度間の財源の不均衡を調整する財政調整基金の年度末現在高は、平成 28 年度の約 50 億円から令和 2 年度は約 30 億円まで減少している。令和 3 年度は、当初予算における取崩しなどにより、令和 3 年度末残高は約 15 億円まで減少する見込みとなっている。

今後は、税収の急激な落ち込みや災害などの不測の事態への備えとして 50 億円以上確保することが求められる。

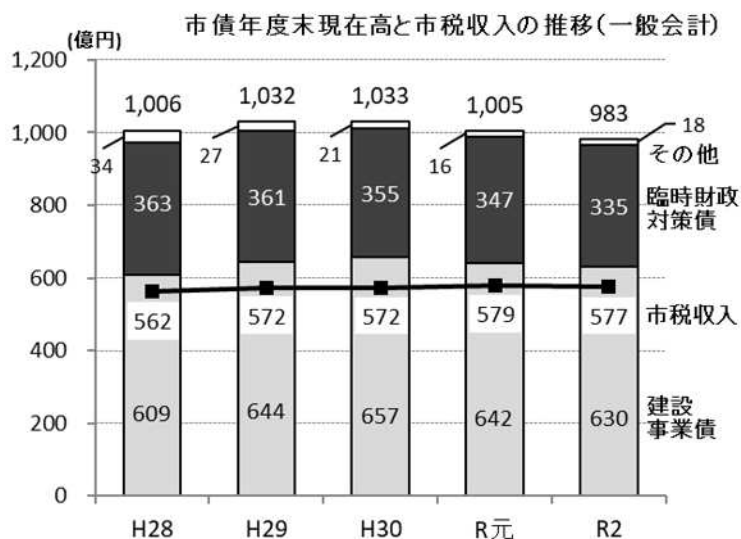
また、将来的な負担に対応するため、職員退職手当基金、公共施設マネジメント基金などの積立てにも配慮する必要がある。



(3) 市債残高の状況

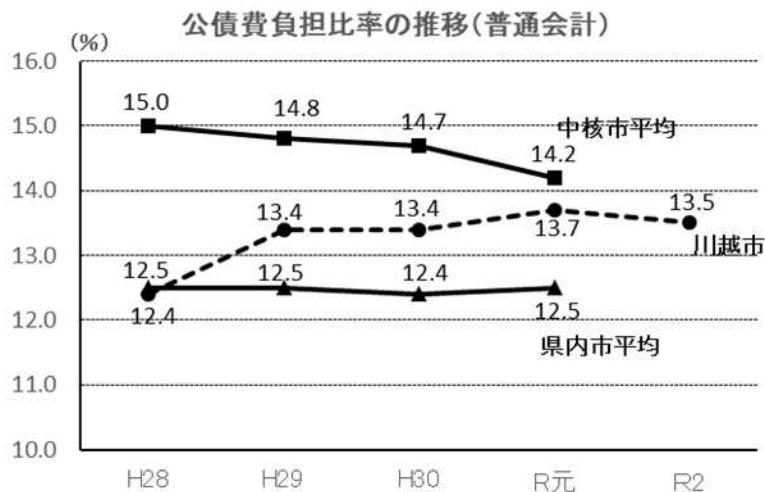
各年度末時点の市債残高は、平成 28 年度末の約 1,006 億円以降、平成 30 年度末まで増加が続いていたが、令和元年度以降市債の発行抑制により減少に転じ、令和 2 年度末は 983 億円と、5 年間で約 23 億円の減少となっている。

後年度における公債費負担の圧縮を図るため、引き続き投資的経費の規模の適正化を進め、市債残高の漸減に努める必要がある。



(4) 財政指標の状況

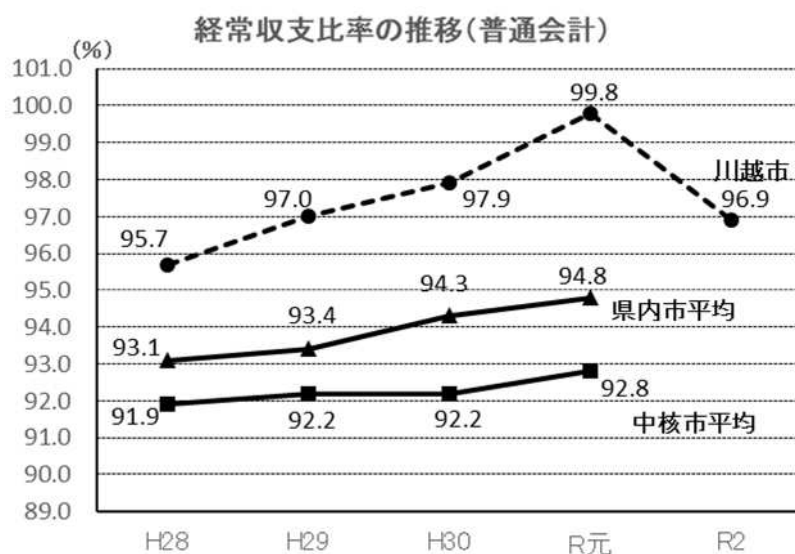
一般財源総額に対して公債費に充てられた一般財源の割合を示す公債費負担比率は、警戒ラインである15%を下回っているものの、平成28年度以降、上昇傾向にある。



経常収支比率は財政構造の弾力性を測る指標で、100%を超えると、経常的な経費を市税などの経常的な一般財源収入で賄えなくなっている状態を示す。

本市の経常収支比率は、埼玉県内市平均や中核市平均を大幅に上回っており、令和元年度には過去最高となる99.8%に達した。令和2年度は、税率改定による地方消費税交付金の増や新型コロナウイルス感染症による事業の中止などの影響により、令和元年度より2.9ポイント改善し96.9%となった。

ただし、令和2年度の経常収支比率の低下はコロナ禍に伴う一時的なものと考えられることから、今後も事務事業を抜本的に見直し経常経費の縮減に努める必要がある。



3 令和4年度の財政収支の見込み

令和4年度の財政収支は、市税の増加や扶助費の増加などにより歳入歳出それぞれが令和3年度よりも増加する見込みである。

歳入のうち、市税は企業収益の回復による法人市民税の増や固定資産税の増などにより、約26億円増の約571億円を見込んでいる。

国・県支出金は、扶助費の財源分の増などにより、約13億円増の約289億円を見込んでいる。市債は、臨時財政対策債や建設事業債の減により、約8億円減の約76億円を見込んでいる。これらにより、歳入総額は令和3年度より約13億円増の1,133億円を見込んでいる。

歳出のうち、扶助費は児童福祉サービスや障害者福祉サービスなどに係る経費の増加により、約20億円増の368億円を見込んでいる。人件費、扶助費及び公債費の合計である義務的経費は、約23億円増の約701億円を見込んでいる。

投資的経費は、施設や設備の更新の増加などにより約4億円増の約70億円を見込んでいる。これらにより、歳出総額は令和3年度より約39億円増の1,160億円を見込んでいる。なお、歳出に対する歳入の不足額は、約26億円と試算している。

令和4年度は、歳入歳出両面で新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると見込まれる一方で、コロナ禍により顕在化した感染症対応、ICTを活用した質の高い教育の実現、デジタル化の推進などの社会的課題への対応が同時に求められる。

限られた一般財源の中で本市がニーズに適応した行政サービスを提供するためには、事務事業の見直しに積極的に取り組み、重点的に取り組むべき施策への予算配分と執行が求められている。

令和4年度財政収支見通し

(単位:億円)

歳入歳出項目		令和3年度 当初予算	令和4年度 見通し	増減率(%)
歳入	市税	545	571	4.8
	国・県支出金	276	289	4.7
	繰越金	10	10	0.0
	市債	84	76	▲9.5
	その他	206	188	▲8.7
	歳入合計	1,121	1,133	1.1
歳出	人件費	216	220	1.9
	扶助費	348	368	5.7
	公債費	113	113	0.0
	投資的経費	66	70	6.1
	繰出金	105	108	2.9
	その他	272	281	3.3
	歳出合計	1,121	1,160	3.5
財政収支		0	▲26	

※計数はそれぞれ表示単位未満を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

4 令和4年度予算編成に係る基本方針

本市を取り巻く社会状況の変化や本市の財政状況、財政収支の見込みを踏まえ、令和4年度予算編成に係る基本方針を次のとおりとする。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症は、収束が明確に見通せない状況が続いているため、医療提供体制の確保、地域経済や市民生活への支援などの感染症対策に優先的に取り組み、限られた人的資源や財源を重点的に配分する必要がある。

このため、不要不急の事業はできる限り抑制しつつ、通常の事務事業も実施規模、実施時期、代替手段の選択を適切に判断し事業費の見直しを行うこと。

また、事業費の財源は、国や県から交付される特定財源を適切に見込むこと。

(2) 第四次川越市総合計画の推進

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策を優先的に取り組む中で、「第四次川越市総合計画・後期基本計画」の着実な推進を図り、将来都市像である「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」の実現を目指す。

- ① 子どもを安心して産み、育てることができるまちづくり
 - ア 安心して子育てができる環境づくりの推進
 - イ 教育環境の整備と生きる力を育む教育の推進
- ② 魅力を高め、活力を生み出すまちづくり
 - ア 利便性や安全性を確保した都市基盤整備の推進
 - イ 地域資源を生かした産業・観光の振興
 - ウ 文化芸術・スポーツの振興
 - エ 市制施行100周年記念事業の推進
- ③ 人と人がつながり、安心して暮らせるまちづくり
 - ア 地域コミュニティの推進と安全・安心な生活環境の改善
 - イ 健康でいきいきと暮らせる福祉の推進
- ④ 将来にわたって持続可能なまちづくり
 - ア 災害に強いまちづくりの推進
 - イ 脱炭素化やデジタル化の推進

なお、原則として実施計画事業についても部局要求枠の対象となるが、限られた財源の中で推進するため、実施計画査定結果を十分に踏まえたうえで要求すること。

(3) 健全な行財政運営に向けた取組

令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「川越市行財政改革推進計画」に基づき、着実に事務事業の見直しを進め、真に必要とされるサービスへの重点化を図り、その結果を予算積算に確実に反映させること。

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）を除く事業費については、財源不足に対応すると同時に、各部局の主体性と自立性を予算の配分に最大限反映させるため、経常的経費に部局要求枠を設けることとする。

部局長は、部局内の事務事業について緊急度・重要度を最も把握し得る立場であることから、この制度の意義を十分に斟酌したうえで、事業の優先度を軸に、決められた枠内において要求することを厳守されたい。

5 予算要求に当たっての留意点

(1) 財源の確保

- ① 歳出予算の財源には歳入予算の裏付けが不可欠であることを再認識し、国・県支出金、使用料・手数料などの特定財源の確保に積極的に努めること。
- ② 新たな事業や拡充を行う際には、新たな歳入確保、既存の事務事業の見直し、事務事業間の経費の組み替えなどを積極的に行い、必要な財源を確保すること。
- ③ 負担金、使用料・手数料などの自主財源の確保に当たっては、市民負担の公平性の確保及び受益者負担の適正化の観点から、現状を検証し見直しなどに積極的に取り組むこと。

(2) 国の財政運営（予算編成）の動向

- ① 制度改正の内容など、国の動向に留意すること。特に、新型コロナウイルス感染症や脱炭素化・デジタル化に対応する事業に関しては、情報収集に努め、予算要求に反映させること。

(3) 経常経費の見直し

- ① 市単独事業などを中心とした事務事業全般について、事業の必要性、有効性、効率性などの観点から検証し、事業の廃止も含め抜本的に見直すこと。
- ② 公共施設における有償借地は、財政的視点から経済性などを検証し、縮減を図ること。

(4) 公共施設の管理運営経費の縮減

- ① 公共施設の集約化や複合化を検討し、再編に向けた取組を推進すること。
- ② 市民サービスの向上と業務の効率化を図るため、公共施設への指定管理者制度などの民間活力の導入を推進すること。

(5) 民間委託などの推進

- ① 限りある行政資源を既存の行政サービスの充実や新たな行政サービスに効果的に活用するため、民間委託などを推進すること。
- ② 「民間委託等推進計画」に位置付けられた事業は、計画に基づき、民間委託などに向けて着実に取り組むこと。

(6) デジタル技術の活用

業務効率化や時間外勤務の縮減を図るため、デジタル技術の導入を検討すること。

(7) 扶助費関連支出の見直し

- ① 市単独事業や国・県制度を拡充しているいわゆる「上乘せ、横出し」事業や長期間見直しを行っていない事業は、真に福祉を必要とする人に対する給付となっているかやその効果を検証するとともに、3～5年後の見通しを踏まえた持

続可能な制度とする見直しに取り組むこと。

- ② 経費の積算に当たっては、国などの制度見直しや高齢化などの進行による自然増を的確に見込むこと。

(8) 補助金支出の見直し

- ① 補助率、補助額、終期設定など見直しを行うとともに、他の補助制度との統合、廃止を検討すること。
- ② 補助事業者の収支内容や剰余金の状況なども確認すること。
- ③ 市単独補助金並びに国・県制度の金額の上乗せ及び対象の拡大などを行っているものは、効果検証や定期的な見直しにより、その縮減に努めること。

(9) 公共工事のコスト縮減

- ① 公共施設の整備、改修に当たっては標準的な仕様や機能とし、華美な内容とならないよう努めること。
- ② 安全性や耐久性を確保しつつ、事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模・設備内容などを見直し、全工事を対象としたコストの縮減を図ること。
- ③ 労務単価や建設資材について、実勢を踏まえ適切に見積もること。
- ④ 公共工事の実施に当たっては、当該事業の有効性や計画的な施工が確保されているかなど再度確認すること。

(10) 特別会計に係る予算

「独立採算」を基本とする特別会計予算は、受益者負担を前提とした歳入確保に努めるとともに、適正な事業運営を図り、一般会計繰入金の抑制を図ること。

(11) 外郭団体に係る予算

- ① 外郭団体に係る補助金、業務委託料などの予算要求は、当該団体の業務内容、当該団体の収支などを再確認し、事業内容や事業手法など見直しを主体的に行い、その結果を当該予算編成に反映させること。
- ② 外郭団体への委託事業については、事業の主体が市であることを再認識し、各所管において主体的に外郭団体の予算編成に関わること。
- ③ 予算要求課は、外郭団体が積極的に自主財源の確保に努め、経営の健全化・安定化が図られるように働きかけること。

(12) その他

予算編成の詳細は、別途通知する「令和4年度予算編成事務要領」によること。